

掛川市規則第 1 号

掛川市会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 4 年 1 月 4 日

掛川市長

(別紙)

掛川市会計規則の一部を改正する規則

掛川市会計規則（平成17年掛川市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第17条の2見出し及び同条第1項中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条第1項中「第231条の2第6項」を「第231条の2の3第1項」に改め、同条第2項を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第6条による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項による指定を受けている者に対する改正後の第17条の2の規定の適用については、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。